

やわたの上下水道

第13号
令和6年1月



下水道管の洗浄



下水道管内



TVカメラ調査

足下からの安心・ 下水道 安全なまちづくり



マンホール蓋の取り替え



マンホール内



(公社) 日本下水道協会
マスコットキャラクター
「スイスイ」

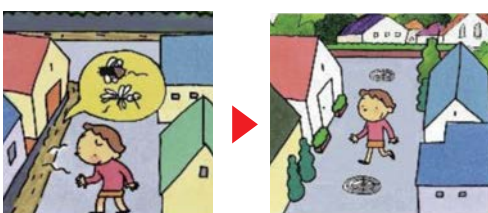
下水道施設は、河川や水路を生活排水の汚れから守る機能をもっており、近年の都市生活には欠かせないインフラ施設となっています。

現在八幡市には、約248kmの公共下水道が道路の下に埋設されており、家庭や事業所からの排水が毎日途絶えることなく下水処理場まで流れています。普段は目につかない下水道管やマンホールですが、ひとたび汚水の詰まりや施設の破損が生じると、汚水の溢れや道路の異変等のトラブルとなって表面化します。上下水道部では、そのような事故やトラブルを未然に防ぐため、日常の適切な維持管理に努めています。

また、近年は施設の老朽化に対応するため、古くなった管の更新工事を行っています。他にも、地震がおきてもインフラ機能が保てるように施設の耐震化を進めるなど、下水道が将来にわたり健全に維持されるように、事業に取り組んでいます。

● 下水道の主な役割

まちがきれいになります



側溝に雨水だけが流れるため、まちがきれいになり、くらしが快適になります。

川や海をきれいにします



汚れた水は処理されることで川や海が汚れるのを防ぎます。

トイレの水洗化



水洗トイレの使用、普及により清潔で衛生的な生活を維持します。

私たちのくらしと公共下水道

八幡市の下水道排水方式

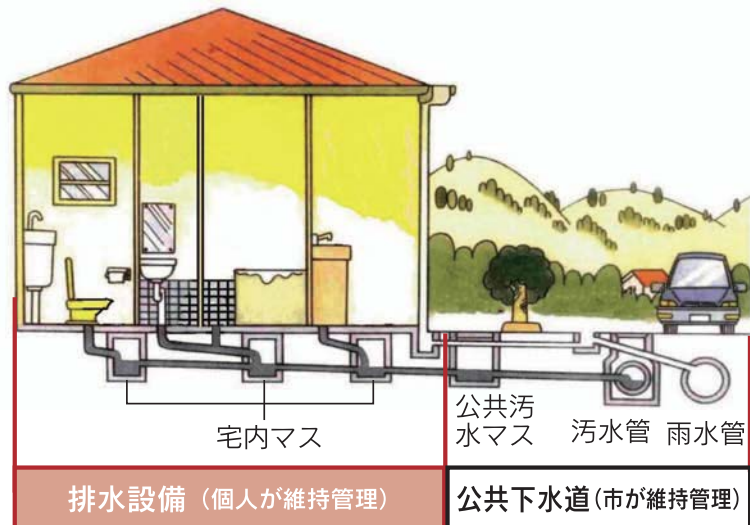
八幡市では、汚水（生活で使用された汚れた水）と雨水を別々の管で分けて排水しています。雨水は汚れていないので直接川へ流れるようにし、汚水は下水処理場できれいな水に変えてから、川へ流すようにしています。この排水方式を分流式といい、自然に優しい仕組みとなっています。



管理区分でみる下水道施設

下水道施設は、個人が管理する部分と市が管理する部分に分かれており、宅内マスから公共汚水マスの接続口までを個人が維持管理を行う「排水設備」、公共汚水マスから先を市が維持管理を行う「公共下水道」として区分しています。

ご家庭で使用した水道水は汚水となり排水されます。汚水は屋内から宅内マスを経て屋外の排水管へと流され、市の管理している公共汚水マスへ排出されています。公共下水道への接続点となっている公共汚水マスは、一般的に敷地内の最も道路側となる場所にあり、宅内マスとの見分けをつけるために、市章入りの蓋となっています。

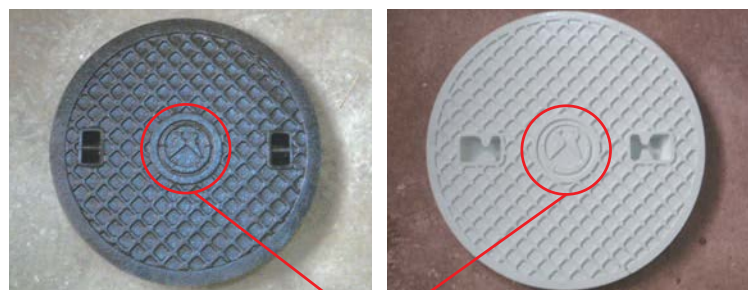


こんなときどうする？

○ご家庭で排水不良が発生した際は、詰まりの起こっている場所をご確認下さい。排水設備の間で流れなくなっている場合は、指定工事業者や排水設備を施工した業者等に個人様から清掃等の依頼をして頂くことになります。詰まりの起こっている場所が公共汚水マスの場合、下水道課が処置、対応いたします。

○公共汚水マスの蓋が破損している時は、下水道課までご連絡をお願いいたします。必要に応じて市が蓋の交換を行います。
(下水道課 ☎983-5459)

八幡市下水道排水設備指定
工事業者一覧はこちら→



蓋には様々な種類がありますが、公共汚水マス（市管理）には「市章」があります。

※まれに公共汚水マスに市章のない蓋や、宅内マスに市章入りの蓋が使われている場合があります。

少しずつ増えています 雨水タンク設置

雨水タンクとは、雨水の流出を一時的に抑えるために、屋根に降った雨を、雨どいを通じて貯めるタンクのことです。溜まった雨水は、庭の花や樹木の散水、非常用の生活用水（トイレ排水等）として様々な用途に有効活用できます。

八幡市では、平成 25 年度から雨水タンクの設置費用を助成しています。助成の目的は、雨水の流出抑制と資源の有効利用及び環境負荷の低減です。毎年、多くの方の申請があり、令和 4 年度までに 239 基の雨水タンクが設置されました。

助成は、毎年 7 月頃から受付を始めています。助成を受けるには、事前相談が必要ですので、ご購入前に下水道課へお問い合わせください。

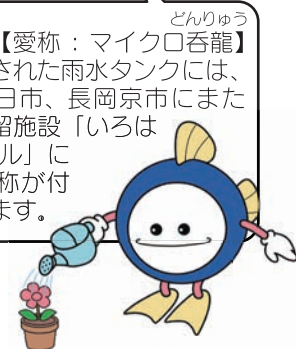
なお、令和 5 年度の助成分については、ご好評頂き予算額に達したため受付終了となりました。

(下水道課 ☎983-5419)

【八幡市役所分庁舎に設置している雨水タンク】



雨水タンク【愛称：マイクロ呑龍】
府内に設置された雨水タンクには、京都市、向日市、長岡京市にまたがる雨水貯留施設「いろは呑龍トンネル」にちなんだ愛称が付けられています。



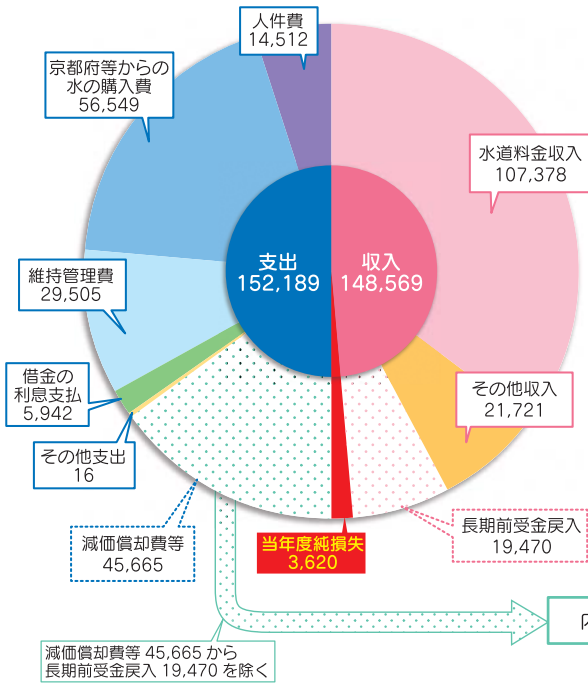
マイクロ呑龍について
京都府ホームページ→



令和 4 年度水道事業会計決算状況

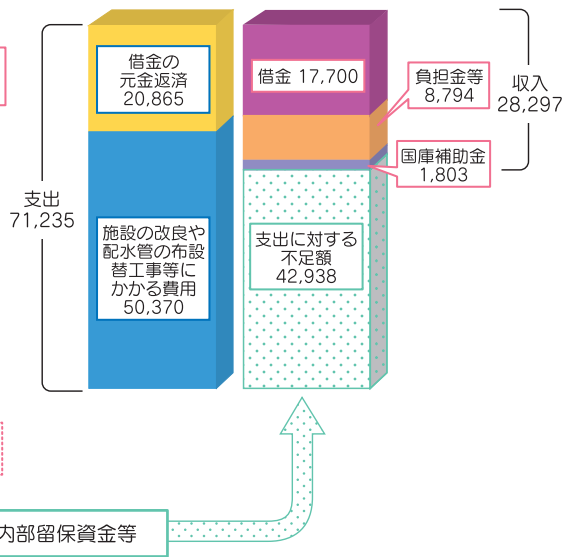
収益的収支 (単位：万円、税抜)

(水道事業を運営するために要した経費と財源)



資本的収支 (単位：万円、税込)

(水道施設を作るために要した経費と財源)



令和 4 年度については、新型コロナウイルス感染症に係る支援措置として水道料金及び下水道使用料の減免を行いました。この減免による減収分につきましては、国の交付金等を財源とした一般会計繰入金により補てんを行いました。

水道事業の収益的収支では、給水人口の減などにより有収水量が減少し、前年度に比べ水道料金が減収となりました。一方、京都府営水道料金の値上げ等に伴う受水費の増、燃料単価の高騰による動力費の増などにより費用は増加し、収入と支出の差引の結果、3,620 万円の当年度純損失（赤字）となりました。

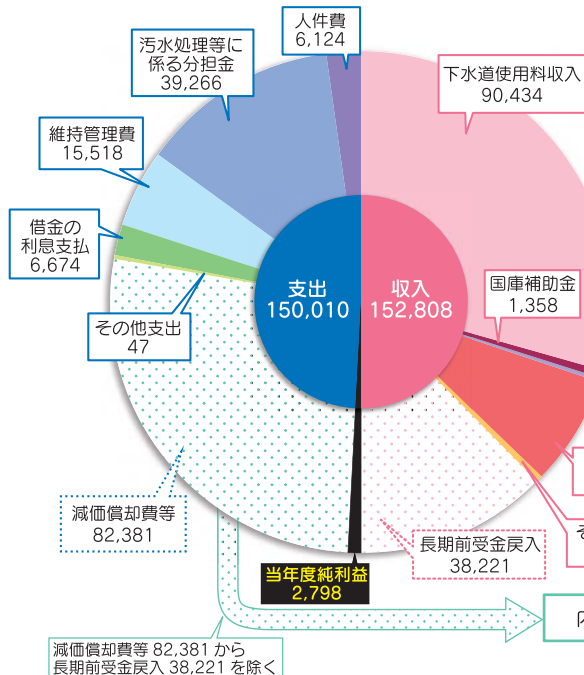
〈令和 4 年度に行った主な工事〉

- 男山吉井地区配水管布設替工事
- 男山美桜地区配水管布設替工事
- 男山金振地区配水管布設替工事
- 美濃山幸水地区配水管布設替工事
- 男山竹園地区他重要給水施設配水管布設替工事
- 栗ヶ谷調圧流量計室行き送水管布設工事
- 八幡樋ノ口地区配水管布設替工事

令和 4 年度下水道事業会計決算状況

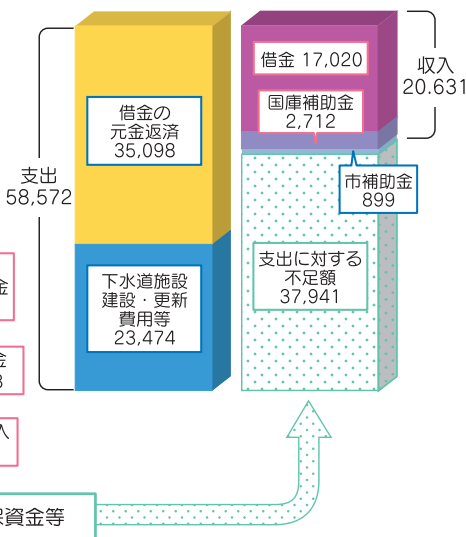
収益的収支 (単位：万円、税抜)

(下水道事業を運営するために要した経費と財源)



資本的収支 (単位：万円、税込)

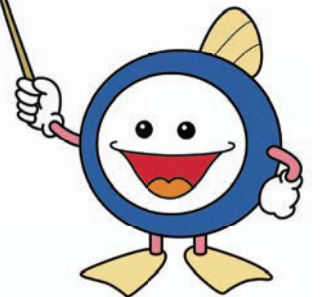
(下水道施設を作るために要した経費と財源)



下水道事業の収益的収支では、人口減などにより有収水量が減少し、前年度に比べ下水道使用料が減収となりました。流域下水道に係る負担金の減などにより費用も減少し、収入と支出の差引の結果、2,798 万円の当期純利益（黒字）となりました。

〈令和 4 年度に行った主な工事〉

- 八幡・川口地区管渠改築工事
- 美濃山地区他管路施設耐震化工事
- 橋本地区雨水排水管路布設工事
- 八幡長町地区枝線管渠布設工事
- 橋本地区枝線管渠移設工事



ご家庭でできる災害時の備え

「1人1日3ℓを3日分」を目安に備蓄しましょう。

○飲料水

人間が生命を維持するために必要な水の量は、成人で 1 日 3ℓ と言われています。災害に備えて 3 日分程度の飲料水の備蓄をお願いします。

○水を入れる容器

緊急時に給水車から水を運ぶための容器の準備をお願いします。おとな 10ℓ、こども 5ℓ 程度の大きさに持ち手があると便利です。

○水のため置き

お風呂の残り湯はトイレや洗濯等の生活用水として活用できます。

(上水道課 ☎983-5328)

悪質な訪問業者にご注意を！

「水道の水質検査を無料で行っている」「下水の排水管の清掃を格安で行っている」などと言って、不必要な浄水器の購入や排水管清掃作業の高額な契約をしまい、後でトラブルになるケースが増えています。また、市役所の委託を受けているかのように訪問する場合がありますので、特に一人暮らしの方はご注意ください。



不審な訪問業者に対しては、「身分証の提示を求める」、「その場ですぐに契約や支払をしない」、「強引な場合は警察に通報する」等の対応が考えられます。契約に関するトラブルについては八幡市生活情報センター（075-983-8400）へ相談してください。

水道施設の耐震化について

令和 4 年度末時点での水道施設における耐震化の状況は、水道管で約 28%（※耐震適合率）となり、前年度より約 1% 上昇しました。また、配水池では耐震化率が約 98%となっています。

八幡市では、水道水をみなさまへお届けするために、これまでに多くの水道管を整備し、その布設延長は約 285 kmに達しています。これら水道管の法定耐用年数（水道管の更新の目安となる年数）は 40 年となっており、現在約 30%の水道管が更新時期を迎えています。

管路の更新及び耐震化には多大な費用と時間が必要ですが、今後も継続して安全な水をお届けするために、計画的に工事を行ってまいりますのでご協力をお願いいたします。

※耐震適合率とは、総延長のうち、耐震適合性のある管路延長の割合です。「耐震適合性のある管路」とは、「耐震管」に「耐震管以外でも管路が布設された地盤の性状を勘案すれば耐震性があると評価できる管」を加えた管のことをいいます。

（上水道課 ☎983-5360）

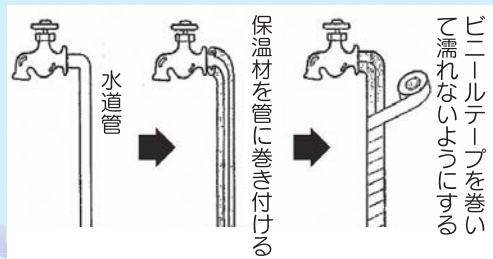
水道管の凍結にご注意ください！

気温がマイナス 4 度以下の厳しい寒さになると、防寒の不完全な水道管内では、水が凍り破裂する可能性があります。凍結は屋外に配管された次のようなところで多く発生します。

- ・ 管が露出しているところ ・ 風あたりが強いところ

○防寒対策としては

保温材を管に巻きつけ、保温材自体が水に濡れないように上からビニールテープ等でしっかり巻いてください。



○水道管が破裂したら

メータボックス内にある元栓（止水栓）を閉めてください。その後、八幡市指定給水装置工事事業者へ修理をご依頼ください（工事事業者は、八幡市役所のホームページを参照いただくか、電話等で市までお問い合わせください）。凍結による漏水が空き家等が発生すると水道料金が高額になることもあるため、特に注意してください。

（上水道課 ☎983-5328）

八幡市水道指定給水装置工事事業者一覧はこちら→

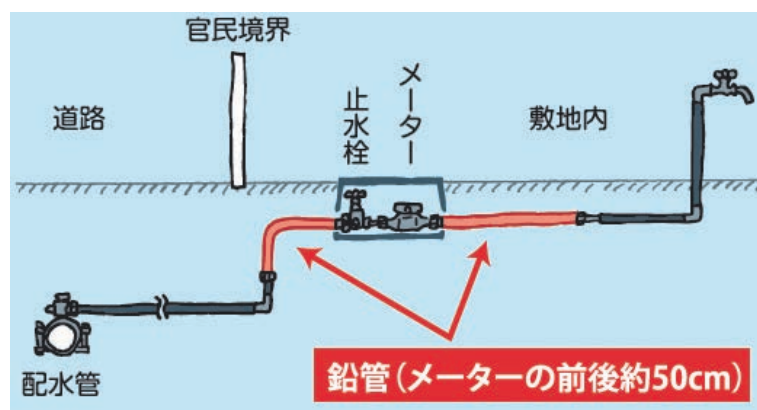


鉛製給水管について

八幡市では、基本的に鉛製給水管の取替えは完了していますが、事情により残っている箇所があります。

鉛製給水管が残っている箇所につきましては、漏水等が発生した場合に引き続き個別に取替えをさせていただきますので、市へご連絡ください。なお、取替費用は市で負担させていただきますが、障害物の撤去やタイル等で装飾されている場合の復旧は個人負担となります。

また、鉛製給水管は、旅行等で水を長時間使用されない場合でも、水質基準上問題ありませんが、わずかに鉛が溶け出すこともありますので、使い始めにバケツ一杯分くらいの水を洗濯や掃除等の飲み水以外にお使いください。水洗トイレを使用していただくことでも十分有効です。



（上水道課 ☎983-5328）

受水槽の管理は設置者の責任です！

受水槽に入るまでの水質は八幡市が管理していますが、受水槽以降の水質は設置者が管理することになっています。設置者は、いつでも安全で衛生的な水が供給されるよう管理を行ってください。

適正管理のポイント

○受水槽の清掃 毎年一回以上、定期的に行ってください。

○施設の点検等

有害物、汚水等による水の汚染が生じないように、受水槽の点検等を行ってください。

○定期検査

毎年一回以上定期的に、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査を受けてください。また、検査結果を市に報告してください。

○図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検、記録、水質検査記録等の管理記録は 3 年間保存しましょう。

○給水の緊急停止

水質に異常を認めたときや、給水された水により健康を害する恐れがあると分かったときは、直ちに給水を停止し、利用者等の関係者に周知してください。また、市にその状況を連絡してください。



（上水道課 ☎983-5328）